

【通知の例】

免許状更新講習を受講・修了された皆様へ

この度は、本学主催の令和3年度〇〇大学免許状更新講習を受講いただき、ありがとうございました。

本学が実施した修了認定試験に合格されましたので、別添のとおり、免許状更新講習（修了）（履修）証明書を送付します。

なお、皆様の有する免許状が有効であり続けるためには、この後に別途、免許管理者（※1）による「更新講習修了確認（旧免許状の場合）」又は「有効期間の更新（新免許状の場合）」という手続が必要になります。

- ※1 現職教員の方…お勤めの学校の所在する都道府県教育委員会
現職教員でない方…お住いのある都道府県教育委員会

上記手続きは、更新講習を受講し終えた後、各自で申請期限（※2）までに免許管理者に対して行う必要があります。期限までに上記申請をしなかった場合、更新講習を受講し終えていたとしても、免許状の更新が行われず免許状が失効してしまう可能性があります。

また、更新講習の一部を受講・修了された後、新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由より延期又は延長を希望する場合についても、申請期限までに手続が必要です。

更新及び延期又は延長に関する手続きの申請方法や提出書類は各免許管理者が定めております。皆様におかれましては、各免許管理者が定める申請方法等を確認の上、必ず期限までに申請を行うよう、御注意ください。

※2 申請期限

<旧免許状所持者>

- ・修了確認期限が令和4年3月31日の方 → 令和4年1月31日
- ・修了確認期限が令和5年3月31日の方 → 令和5年1月31日

<新免許状所持者>

- ・有効期間の満了の日が令和4年3月31日の方 → 令和4年1月31日
- ・有効期間の満了の日が令和5年3月31日の方 → 令和5年1月31日

(本件担当)

〇〇大学〇〇課〇〇係 〇〇、〇〇

新免許状の場合、当該免許状の有効期間は、原則として「免許状の授与日から起算した10年後の年度末」となりますが、教育職員免許法上、教員免許状授与に係る所要資格を得た年度の翌年度以降に実際に免許状を授与される場合、当該免許状の有効期間は、「免許状の授与日から起算した10年後の年度末」ではなく、「免許状の所要資格を得た日から起算した10年後の年度末」となります（第9条第4項）。

例えば、平成20年3月31日に免許状取得の所要資格を得ていて、平成23年4月1日に免許状を授与された場合、授与された免許状は新免許状になり、有効期間の満了の日は平成30年3月31日となります。